

令和8年1月23日

保護者 各位

木城町社会福祉協議会会長  
(公印省略)

## 児童館利用の申請について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、社会福祉事業につきましては、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

児童館は、児童等が自分の意思によって遊びを目的に来館し、遊びを通して自然に触れ友達をつくり児童館の行事に参加し、楽しく過ごすところです。

令和8年度より、椎木・高城児童館は多世代交流センター内に統合され、利用対象年齢も18歳以下まで利用ができるようになります。

つきましては、令和8年度に児童館の利用を希望する児童の保護者は別紙申請書を記入のうえ、期限までに各児童館に提出していただきますようお願ひいたします。

なお、前期課程（1学年～6学年）の児童につきましては地域活動クラブ年会費（1児童につき1,000円）の納入も併せてお願ひします。

※申請書は毎年度ごとに提出が必要です。

### 記

1 申請期日 令和8年3月4日（水）まで  
(期日を厳守してください)

2 提出先 各児童館へ提出

### [お問合せ先]

椎木児童館	32-3632
高城児童館	32-3426
社会福祉協議会	32-2114